

週10時間労働で雇用保険加入に

現在、雇用保険は週の労働時間が20時間以上の場合加入することが義務付けられていますが、「週10時間以上に緩和する方向で厚生労働省が検討しており、2028年度までに拡大するとしています。(※他要件もあり)

その場合、新たな加入者は約500万人になる見込みだそうです。共働き世帯や短時間労働者の増加を踏まえて多様な働き方に対応した制度にする…ということですが、保険料を負担したくないという理由で週の労働時間を20時間未満ギリギリに調整して働くている方も多いいらっしゃるので、今後どのように働くかを改めて検討する必要が出てくるかもしれませんね。

とはいっても、加入すれば要件に該当した場合、失業保険や育児休業給付金等も受給できる可能性があるので、今に重きを置くか、先に重きを置くかの捉え方にもよるのかなとも思います。

また、労働者だけでなく、会社側の負担も増えることになりますので、会社側も事前に考えていかなければいけませんね。

